

### 誓 約 書

私は、神奈川県動物愛護センター（以下「当センター」という。）から犬・猫・その他（　　）の譲渡を受けるにあたり、次のことを遵守し、終生にわたり適正に飼養することを誓約します。

なお、譲渡を受ける動物の健康状態等について了承するとともに、今後、病気その他異常があつた場合、或いはその他の問題が発生した場合についても、当センターに対して責任は一切問いません。

- 1 動物の習性、生理等を正しく理解し、飼養者としての責任を自覚し、終生にわたり適正に飼養すること。
- 2 人等への危害防止に努めるとともに、近隣の生活環境をみだすことのないように飼養すること。
- 3 動物の飼養に係る関係法令等を遵守すること。
- 4 犬については、譲渡を受けた日から1か月以内に「登録」等の手続きを行い、連絡票（第1号様式）を送付するとともに「鑑札」を装着すること。また、年に1回「狂犬病予防注射」を受け、「注射済票」を装着すること。
- 5 猫については、所有者明示（迷子札の装着等）に努め、完全室内飼養すること。
- 6 逸走防止に努めること。万が一、逸走させた場合は、当センターに連絡するとともに、関係行政機関に連絡すること。
- 7 定期的な健康診断、予防接種等必要な獣医療を受けること。
- 8 譲渡を受けた動物を使用して、営利目的の活動を行わないこと。
- 9 譲渡後3か月以内に譲渡を受けた動物の写真を添付した近況報告をするとともに、当センターからの求めに応じて必要な報告をすること。なお、近況確認等にあたり当センター職員が訪問をする場合は応じること。
- 10 譲渡を受けた動物の飼養に係る問題が生じた場合は、当センターの指導に従うこと。  
指導に従わない場合、当センターから譲渡を受けた動物の返還を求めることがあるため、その場合は直ちに返還すること。なお、当センター職員が訪問をする場合は応じること。
- 11 譲渡申請に係る書類に虚偽、不備等があった場合は、当センターから譲渡を受けた動物の返還を求めることがあるため、その場合は直ちに返還すること。なお、当センター職員が訪問をする場合は応じること。

年 月 日

神奈川県動物愛護センター所長 様

住所

氏名